

**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づく  
特定事業の選定に係る公表**

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第7条の規定に基づき、  
(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1  
項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表する。

令和3年4月30日

一宮市長 中野 正康

# (仮称) 一宮市第 1 共同調理場整備運営事業

## 特定事業の選定

令和 3 年 4 月 3 0 日

一宮市

## 【 目次 】

1	事業の概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業目的	1
(3)	対象となる事業の概要	1
(4)	事業方式	1
(5)	事業内容	1
(6)	事業期間	2
2	市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価	3
(1)	概要	3
(2)	定量的評価	3
(3)	定性的評価	4
3	総合的評価	6

## 1 事業の概要

### (1) 事業名称

(仮称) 一宮市第 1 共同調理場整備運営事業 (以下「本事業」という。) とする。

### (2) 事業目的

一宮市 (以下「市」という。) では、一宮地区の 47 の小中学校について、南部学校給食共同調理場及び北部学校給食共同調理場で調理した給食を提供しているが、両調理場は開設から 40 年以上が経過し、老朽化が著しく進んでいる。

一方、食の安全・安心に対する社会的な要請は、O157 などの食中毒問題や産地偽装等、衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として一段と高まっており、また、食育基本法の制定や学校給食法の改正により、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食への食育や地産地消を推進することに対する期待はとてども大きくなっている状況である。

こうしたことから、市は、平成 30 年度に「(仮称) 一宮市第 1 共同調理場整備運営計画」を策定し、新たな学校給食共同調理場の早期実現を目指してきた。

本事業は、当該調理場の整備運営の一括発注・性能発注・長期契約により、民間のノウハウを最大限に引き出し、市の財政負担の軽減と業務水準の向上を図るものである。

### (3) 対象となる事業の概要

本事業は、1 日あたり 10,000 食の供給能力を有する学校給食共同調理場を設置するために、本事業を実施する事業者が一貫して学校給食共同調理場の設計業務、建設業務、工事監理業務を行った後、学校給食共同調理場の所有権移転により一宮市に所有権を移転し、維持管理・運営期間を通して学校給食共同調理場の維持管理・運営を行うものである。

### (4) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (以下「PFI 法」という。) に基づき実施し、事業方式は、BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。また、本事業において、市は事業者に対し各業務に係るサービス対価を支払うものとする。

### (5) 事業内容

本事業の選定事業者は、以下の業務を行う。

なお、基本設計は令和 2 年度に市が実施済みのため、本事業の範囲には含まない。

設計・建設業務	実施設計業務
	建設業務
	工事監理業務
開業準備業務	
維持管理業務	建築物保守管理業務
	建築設備保守管理業務
	附帯施設保守管理業務
	調理設備保守管理業務
	食器食缶等保守管理業務
	施設備品等保守管理業務
	清掃業務
	警備業務
運營業務	食材検収補助業務
	調理業務
	衛生管理業務
	配送・回収業務
	洗浄等業務
	食育の推進支援業務
	その他
セルフモニタリング	

#### (6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和4年3月下旬を予定）の翌日から、令和22年3月31日までの約18年間とする。維持管理・運営期間は令和6年9月1日から令和22年3月31日（15年7か月）とする。

## 2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

### (1) 概要

#### ア 選定の基準

PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」、「VFM に関するガイドライン」及び実施方針等に関する意見・質問等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、市自らが実施した場合に比べて財政負担の縮減に寄与し、効率的かつ質の高い公共サービスの提供ができることを選定の条件とした。

#### イ 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来見込まれる財政負担の各年度額（想定される市の支出から収入を差し引いたもの）を算出の上、これを現在価値に換算して累計することで評価を行った。

#### ウ 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

### (2) 定量的評価

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を以下のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

#### ア 前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	① 実施設計・建設・工事監理費 ② 開業準備費 ③ 維持管理・運営費 ④ 市債支払利息	① サービス対価 ・実施設計・建設・工事監理に係るサービス対価（割賦代金含む） ・開業準備に係るサービス対価 ・維持管理・運営費に係るサービス対価 ② 市債支払利息 ③ モニタリング費用
共通の条件	① 事業期間：令和4年3月から令和22年3月末まで（約18年間） （うち維持管理・運営期間：15年7か月） ② インフレ率：0% ③ 割引率：0.4%	

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
施設整備及び維持管理に関する費用	○ 類似事業における経費実績等に基づき設定。	○ 類似事業における経費実績等を勘案しつつ、近年の物価水準等に基づき民間事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定。
資金調達の内訳	① 一般財源 ② 市債 ③ 国庫交付金	① 一般財源 ② 市債 ③ 国庫交付金 ④ 資本金 ⑤ 民間借入

#### イ 算出方法及び評価の結果

算出にあたっての前提条件を基に、市が自ら実施した場合の市の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が約 4 %程度削減されることが期待できる。

#### ウ リスク調整（市のリスク軽減に係る評価）

本事業においては、市が自ら実施する場合には事業に関するリスクの移転・軽減が困難であるが、PFI 方式により実施する場合には、市と事業者間で適正なリスク分担を行うことにより、市のリスク軽減が図られることが期待できる。

具体的には、設計、建設、開業準備、維持管理・運営等の各業務実施に係るリスク等の一部について、選定事業者側に移転できるリスクがある。

これらリスクについては、客観的な根拠に基づく定量化が困難なため、今回の積算には含めないこととしたが、相応の効果が見込まれるものと判断した。

### (3) 定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

#### ア 効率的かつ効果的な事業の実施

本事業では、PFI 方式を用いることにより、共同調理場の設計・建設から開業準備、維持管理・運営までを一貫して民間事業者任せのため、効率的な建設や維持管理・運営を見越した設計・計画、要求水準を規定する中で創意工夫による品質確保及び費用の最小化を見据えた施設整備等が図られることが期待できる。

加えて、長期的な視点から民間活力を取り入れることにより、サービス水準の向上とともに効果的な事業実施が期待できる。

#### イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての事業の円滑な遂行や安定した事業運営が行われることが期待できる。

また、民間資金の調達を前提とするため、金融機関による財務モニタリングにより、事業の安定性が確保されることが期待できる。

#### ウ 財政支出の平準化

P F I 事業として実施した場合、設計・建設段階における財源に関しては、起債以外の一般財源分の一部を民間金融機関からの借り入れで対応するため、市は維持管理・運営期間を通して毎期定められた対価を支払うこととなり、財政支出の平準化を図ることが期待できる。



### 3 総合的評価

本事業は、PFI 方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約4%の市の財政負担額の軽減が図られる。

加えて、効率的かつ効果的な事業の実施、リスク分担の明確化による安定した事業運営、財政支出の平準化といった定性的事項にも効果が期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。